**―１０・２３通達発出から１３年にあたって―**

**「学校に自由と人権を！１０・２３集会」アピール**

東京都教育委員会（都教委）が卒業式・入学式などで「日の丸・君が代」を強制する１０・２３通達（2003年）を発出してから１３年たちました。これまで「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏等を理由に延べ４７８名もの教職員が処分されています。１０・２３通達と前代未聞の大量処分は、東京の異常な教育行政の象徴です。

安倍政権は、教育委員会制度の改悪、道徳教育の教科化等、教育の政治支配と愛国心教育による「国家に従順な人づくり」の道を突き進んでいます。

東京における自衛隊との連携による都立高校の宿泊防災訓練、教育課程への介入、「国旗・国歌法」に関する記述を理由とした実教出版の日本史教科書の排除などはその先取りです。これらは、厳しい環境の中で困難を抱える生徒に寄り添う教育を破壊するばかりでなく、「お国のために命を投げ出す」子どもづくりを狙うものです。

昨年９月、安倍政権は、憲法を無視して集団的自衛権行使を可能にする戦争法を強行成立させました。また、参議院選挙の結果、衆参両院で改憲勢力が２／３を超えました。私たちは憲法改悪を阻止し、「戦争する国」を許さず「子どもたちを戦場に送らない」決意を胸に闘いを広げていきます。

最高裁判決（2011年5～7月、2012年1月、2013年9月）は、職務命令は思想・良心の自由を「間接的に制約」するが「違憲とはいえない」として戒告処分を容認する一方、減給処分・停職処分を取り消し、機械的な累積加重処分に歯止めをかけました。河原井さん根津さん０７年停職処分取消訴訟は、最高裁で処分取り消しと損害賠償が確定しました。東京「君が代」裁判第三次訴訟は、最高裁で戒告処分取り消しと停職・減給・戒告の損害賠償が認められませんでしたが、減給・停職処分取り消しが確定しました。岸田さんの減給処分取消訴訟は高裁で勝訴が確定しました。これにより１０・２３通達関連裁判での処分取消合計数は６７件・５７名となりました。高裁で勝訴した再雇用拒否撤回第二次訴訟、地裁で不当判決を受けた東京「再雇用拒否」第三次訴訟の今後が注目されます。

しかし都教委は、違法な処分をしたことを反省し謝罪するどころか、減給処分を取り消された１６名の現職の都立高校教員を再処分（戒告処分）するという暴挙を行いました。また、2013年3月の卒業式以降、最高裁判決に反し特別支援学校教員を繰り返し減給処分にしています。更に、被処分者に対する「再発防止研修」を質量ともに強化し、抵抗を根絶やしにしようとしています。

被処分者・原告らは、１３年間、都教委の攻撃に屈せず、東京の学校に憲法・人権・民主主義・教育の自由をよみがえらせるために、法廷内外で、学校現場で、粘り強く闘いを継続しています。多数の市民、教職員、卒業生、保護者がともに闘っています。

本日、１０・２３通達関連訴訟団・元訴訟団が大同団結し、「日の丸・君が代」強制に反対し、「憲法を変えさせず、誰も戦場に送らせない」運動を広げるために、「学校に自由と人権を！１０・２３集会」を開催しました。

集会に参加した私たちは、広範な教職員、保護者、労働者、市民の皆さんに「日の丸・君が代」強制と都教委の教育破壊を許さず、共に手を携えて闘うことを呼びかけます。**何よりも「子どもたちを再び戦場に送らない」ために！**

２０１６年１０月２３日

**「学校に自由と人権を！１０・２３集会」参加者一同**